告示

○金融庁告示第五十五号

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百四十号）第三十九条の規定に基づき、金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十六年金融庁告示第四十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

「イーバンク銀行株式会社」を「楽天銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第五十六号

金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令（平成十四年政令第三百九十四号）第五条の規定に基づき、金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件（平成十四年金融庁告示第八十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

「イーバンク銀行株式会社」を「楽天銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第五十七号

預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）第三十六条第四項の規定に基づき、預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件（平成十三年金融庁告示第十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

「イーバンク銀行株式会社」を「楽天銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第五十八号

銀行法施行令（昭和五十七年政令第四十号）第十七条の二第四項の規定に基づき、銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件（平成十四年金融庁告示第三十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

第1条の表1の項銀行の欄中「イーバンク銀行株式会社」を「楽天銀行株式会社」に改める。

○金融庁告示第二百七号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、平成二十二年五月一日から効力を生ずる。

平成二十二年五月六日

法務大臣　千葉　景子

東京法務局所属　内尾　武博

静岡地方法務局所属　榎本　克巳

名古屋法務局所属　横山　綠

津地方法務局所属　太田　健治

○法務省告示第二百八号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十二年五月六日

法務大臣　千葉　景子

住所　東京都世田谷区世田谷2丁目8番2―701号

崔榮哩　昭和44年3月10日生

住所　東京都練馬区大泉町3丁目39番13号

崔有香　昭和46年6月23日生

住所　東京都杉並区高井戸東2丁目6番3号

崔妃奈　昭和49年1月24日生

住所　大阪府東大阪市北石切町13番5号

金秀成　昭和37年4月6日生

住所　愛知県安城市桜井町新田47番地

タイス・ユミ・ヒラタ・ヤマウチ　平成7年7月7日生

エリキ・カズマ・ヒラタ・ヤマウチ　平成8年5月19日生

ジョエ・リュウジ・ヒラタ・ヤマウチ　平成9年6月8日生

住所　東京都新宿区百人町1丁目22番3―906号

高西娜　昭和46年8月7日生

住所　東京都武蔵村山市三ツ藤3丁目54番地3

孫就領　昭和46年6月22日生

住所　福井県鯖江市神明町2丁目5番15号

金徳萬　昭和16年10月17日生

住所　千葉県船橋市旭町4丁目22番1号

林玉慧　昭和42年9月6日生

住所　広島県呉市押込西平町6番25号

玄忠夫　昭和26年6月16日生

玄文香　昭和55年8月26日生

住所　東京都荒川区東日暮里6丁目24番16号

李承翰　平成12年12月22日生

住所　東京都大田区田園調布5丁目25番17号

許翊庭　昭和50年9月20日生

住所　東京都文京区千駄木4丁目12番3―1104号

陳俊成　昭和43年11月2日生

盧怡萍　昭和50年2月22日生

陳琳之　平成18年6月22日生

住所　横浜市栄区桂台南2丁目19番16号

李世俊　昭和45年11月29日生

住所　東京都荒川区西日暮里6丁目30番7号

簡孝倫　昭和50年10月8日生

住所　広島県東広島市西条町寺家6202番地1

キミコ・クゲ　昭和36年6月15日生

ユリカ・クゲ・ドス・サントス　平成2年9月21日生

ケンジ・クゲ　平成10年11月5日生

住所　福岡県太宰府市宰府5丁目24番7号

ファビオ・タケシ・クゲ・ドス・サントス　平成元年8月13日生

住所　広島県東広島市八本松町正力1304番地1

李英悟　昭和54年10月26日生

住所　大阪市住之江区緑木1丁目1番6―703号

李美幸　昭和55年5月1日生

住所　大阪府泉南市樽井2丁目31番9号

高永洙　昭和33年2月14日生

金榮美　昭和33年1月3日生

高瑞紀　昭和60年2月1日生

高優紀　昭和62年10月2日生

高弦紀　平成3年10月27日生

住所　大阪府東大阪市荒川2丁目19番8号

金[illegible]和　昭和49年1月24日生

住所　栃木県宇都宮市上田町923番地7

ジュリエータ・ゴンザレス・アダチ　昭和43年10月18日生

住所　東京都昭島市上川原町3丁目5番9号

金広玉　昭和52年1月15日生

住所　千葉県市川市奉免町35番地17

高婷　昭和50年11月4日生

住所　千葉県佐倉市王子台4丁目3番地29

アルゲビ・アリ　昭和34年10月20日生

アルゲビ・ジュイニ・カリマ　昭和47年6月24日生

アルゲビ・ラニア　平成6年5月25日生

アルゲビ・ウサマ　平成11年11月17日生

住所　新潟県柏崎市栄町16番4号

徐秀潔　昭和43年7月3日生

張俊　平成3年7月1日生

住所　大阪府岸和田市春木若松町17番27―704号

徐今子　昭和39年12月27日生

○金融庁告示第五十四号

株式会社りそな銀行の商号を変更する件（平成十年大蔵省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

二及び四中「株式会社りそな銀行　東京都千代田区大手町一丁目　株式会社りそな銀行市場業務管理室」を「株式会社りそな銀行　東京都江東区木場一丁目　株式会社りそな銀行市場業務管理室」に、「株式会社埼玉りそな銀行　東京都千代田区大手町一丁目　株式会社埼玉りそな銀行オペレーション改革部」を「株式会社埼玉りそな銀行　東京都江東区木場一丁目　株式会社埼玉りそな銀行オペレーション改革部」に改める。

○金融庁告示第三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十一条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子

大蔵省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月六日

金融庁長官　三國谷勝範

法務大臣　千葉　景子